

これまでの男女共同参画の取り組み

年	月	森林総合研究所の取組内容	日本国内の動き
1985			「男女雇用機会均等法」施行：職場における男女の差別を禁止し、男女間における雇用機会の均等、待遇の確保
1992	4		「育児休業等に関する法律」施行：労働者は男女を問わず育児休業1歳まで（休業期間中は無給）
1994			育児休業中、雇用保険より育児休業給付が行われる
1995			育児休業法が育児・介護休業法に改称：介護休暇制度が盛り込まれる
1999	6		「男女共同参画社会基本法」制定
2000			「厚生年金法」一部改正：育児休業期間中の厚生年金保険料（本人分+事業主分）の免除
2001	10	旧姓使用制度化	
2002	1	「森林総合研究所職員就業規則」一部改正：育児休業の取得要件を「1才に満たない子」から「3才に満たない子」に	「育児・介護休業法」一部改正：時間外労働の制限、勤務時間短縮等措置の対象年齢引き上げ、転勤配慮などが盛り込まれる
2005	3	次世代育成支援行動計画策定	「次世代育成支援対策推進法」成立：一般事業主行動計画策定・実施義務化
	4	「森林総合研究所職員就業規則」一部改正：小学校就学の始期までの子のある職員、早出遅出勤務可能に	「育児・介護休業法」一部改正：休業対象者拡大（有期雇用者など）1歳6ヶ月まで育児期間延長措置、介護休業の取得回数制限の緩和、子の看護休暇創設
2006	10	「森林総合研究所職員就業規則」一部改正：子の看護休暇対象年齢の引き上げ10歳まで	
2007	4		「厚生年金保険法」施行：離婚時の年金分割が可能に
	7	エンカレッジ推進本部、エンカレッジ推進室、エンカレッジ推進委員会を設置 男女共同参画意識調査実施	
	8	エンカレッジ推進・研究支援検討作業部会、保育室設置検討作業部会設置	
	10	Webミーティングシステム導入 エンカレッジ研究支援開始 「森林総合研究所職員就業規則」一部改正：育児短時間勤務・育児時間の導入	
	11	テレビ会議システム導入	
	12	エンカレッジ推進室から支所等への連絡窓口の設置	「仕事と生活の調査（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定
2008	2	男女共同参画室の設置 相談窓口の設置（専用アドレス、電話の開設）	
	6	支所・育種センター・育種場にエンカレッジ推進室員配置	
	8	キャリアカウンセリング利用開始	
2009	1	「森林総合研究所一時預り保育支援規程」制定：・本所、関西支所に設置した保育室の運営・利用方法などについて規定	「次世代育成支援対策推進法」一部改正：一般事業主行動計画の公表・従業員周知の義務化などが追加
	2	本所一時預り保育室（どんぐりの一む）開設 「森林総合研究所一時預り保育支援規程」一部改正：職員の勤務時間変更に伴う保育室利用時間の変更	
	3	「男女共同参画意識調査2007結果報告書」刊行	
	4	関西支所一時預り保育室（すぎのこ）開設 男女共同参画室ウェブサイトにて地域の介護情報提供開始	
	7	「森林総合研究所職員就業規則」一部改正：裁量労働制の導入	
	10	男女共同参画意識調査実施	
	12	「育児介護のガイドブック」刊行	
2010	1	「森林総合研究所一時預り保育支援規程」一部改正：保育室の設置されていない各支所、各育種場における育児サポート体制導入のため、民間保育室やベビーシッターの利用による一時預り保育の実施に係る事項について規定	
	2	北海道支所、四国支所、九州育種場保育サポート体制開始	
	3	東北支所、九州支所、北海道育種場保育サポート体制開始（その他の支所等は2010.4.1～開始）	
	6	「森林総合研究所職員就業規則」一部改正：3才に満たない子のある職員が請求した場合に時間外勤務をさせない、子の看護休暇を1人で年5日、子2人で10日、子3人以上で12日に	「育児・介護休業法」一部改正：パパママ育児プラス、専業主婦除外規定廃止、育児短時間勤務制度・所定外免除の義務化、子の看護休暇1人で年5日、子2人以上で年10日に、介護休暇創設
	8	「森林総合研究所一時預り保育支援規程」一部改正：どんぐりの一む障害児受け入れ可能に	
	10	任期付きの育児取得後の任期延長可能に	
	12		「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定
2011	1	男女共同参画宣言策定	
	6	第3期中期計画中の男女共同参画推進策策定	
	7	「森林総合研究所一時預り保育支援規程」一部改正：利用申請期限時間について、利用日の「前々日午後4時までに」を「前日の午後0時までに」と変更（つくば）、各支所等への出張時における民間保育室等の利用について規定	
2012	11	男女共同参画意識調査	
2014	1	「男女共同参画意識調査2012結果報告書」刊行	
	2	くるみん認定	
	3	「妊娠育児中の部下がいる上司のためのガイドブック」刊行	
	8	「森林総合研究所職員就業規則」一部改正：配偶者同行休業開始	
	10		「すべての女性が輝く社会づくり推進室」発足
2015	4	ベビーシート、ベビーチェア設置	
	6		「女性活躍加速のための重点方針2015」
	9		「女性の就業生活における活躍の推進に関する法律」施行
	12		「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定
2016	3	「介護のためのハンドブック」刊行	「男女雇用機会均等法」一部改正
	4		「女性活躍推進法」施行
	5		「女性活躍加速のための重点方針2016」
	7	女性活躍企業DBへの登録 第4期中期計画中の男女共同参画推進策策定	
	10	男女共同参画意識調査実施	
2017	1		「育児・介護休業法」一部改正：有期契約社員が制度を利用しやすく、看護休暇を半日での取得可能に、企業にパワハラ・マタハラ防止策の設置を義務化、介護休暇の分割取得を可能に、介護休暇を半日での取得可能に、介護のための短縮勤務等の措置期間の拡大、介護のための所定外労働の免除規定を新設、対象が同居・扶養していない家族に拡大、介護休業給付金が休業開始前給与の40%から67%に
	3	「森林総合研究所一時預り保育支援規程」一部改正：・出張時における民間保育室の利用時における送迎について、公共交通機関、レンタカーの使用に係る事項を規定、民間保育室等の利用に係る出張先の範囲について規定	
	6		「女性活躍加速のための重点方針2017」
	10		「育児・介護休業法」一部改正：育児休業最長2年まで
2018	3	「男女共同参画意識調査2016結果報告書」刊行 「森林総合研究所一時預り保育支援規程」一部改正：保育室設置事業所の職員について、出張時における業務終了時間の関係で保育室利用ができない場合における民間保育室利用について規定	

※太字はダイバーシティ推進室の取り組み、年表の作成にあたり職員課と総務課のご協力を得ました

